

## 入札金額内訳書の提出について

当組合では、入札参加者の適正な見積もりを促すことや、談合等の不正行為の排除及びダンピング受注の防止を図るため、建設工事の一般競争入札を対象に、入札金額見積内訳書の提出を求めています。平成26年6月4日付で「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)が一部改正され、公共工事の入札の際は、その金額にかかわらず内訳書の提出が義務付けられました。

そのため、当組合においても、従来、内訳書提出の対象外であった指名競争入札について、「建設工事」に限り、平成27年4月1日以降に指名通知を行う案件より、内訳書の提出を求めることとしましたのでお知らせします。

内訳書が添付されていない、又は、内訳書に不備があった場合などは、「東埼玉資源環境組合入札心得書」の規定により、その入札が無効となります。

なお、内訳書の有効及び無効の基準については、別紙「建設工事の競争入札における不備な入札金額見積内訳書の取扱い」のとおりとなりますので、内訳書をご提出の際は、内容をご確認のうえ、記載事項等に誤りのないようお願いいたします。

### 【関連リンク先】

- ▶[国土交通省：入札金額の内訳書の取扱いについて](#)